

## 平成21年度北海道男女平等参画推進条例第18条に基づく 道民等からの申出受付状況報告

北海道における男女平等参画社会を実現するため、「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、平成13年4月に施行しています。本条例第18条において、「男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき」、又は「男女平等参画に必要と認められるものがあるとき」、道民等から知事に申し出ることができ、知事は関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずることとしています。

また、「北海道男女平等参画推進条例に基づく道民等からの申出に係る事務処理要領」6(2)に基づき、毎年、知事への申出の受付状況を取りまとめ、その内容を北海道男女平等参画審議会に報告することとしています。

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間における申出の受付状況を、次のとおり取りまとめましたので、報告します。

		申出受付 件数(件)	対前年 増減(件)	備 考
平成21年度		643	71	詳細については、別添資料のとおり
※ 参 考	平成20年度	572	61	
	平成19年度	511	23	
	平成18年度	488	122	
	平成17年度	366	34	
	平成16年度	332	29	
	平成15年度	303	163	
	平成14年度	140	114	
	平成13年度	26	—	

道民等からの申出受付件数は増加傾向にあり、平成21年度は、申出件数全体の84.0%を占める「夫・パートナーからの暴力」が最も多い状況となっています。

また、受理した申出については、それぞれ関係機関と連携し、助言や、より適切な相談機関を紹介する等の対応を行ったことを併せて報告します。

## 平成21年度男女平等参画推進条例に基づく道民等からの申出状況（月別）

### 1 申出内容別受付件数

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	20年度
A男女平等参画を阻害すると認められるもの	57	35	47	31	40	34	36	34	37	28	40	71	490	392
B男女平等参画に必要なと認められるもの				1				1	1				3	0
C悩みごと	19	8	13	13	8	10	11	10	16	14	3	7	132	151
Dその他		1		1	3	4	4	1	2	2			18	29
<b>計</b>	<b>76</b>	<b>44</b>	<b>60</b>	<b>46</b>	<b>51</b>	<b>48</b>	<b>51</b>	<b>46</b>	<b>56</b>	<b>44</b>	<b>43</b>	<b>78</b>	<b>643</b>	<b>572</b>
20年度	30	44	56	56	48	50	39	53	49	51	48	48	572	

### 2 申出内容コード別受付件数

項 目	コード	内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	20年度
1行政	10	道の施策	2							1		2			5	7
	11	国、市町村の施策									1				1	1
	12	教育関係													0	0
	13	その他の機関													0	1
	14	その他				1									1	1
2仕事	20	就職													0	0
	21	労働条件													0	0
	22	セクシャル・ハラスメント（職場）													0	1
	23	家庭との両立													0	0
	24	解雇													0	0
	25	その他		2	1										3	2
3家庭	30	夫婦関係	1			5		1	1				2		10	17
	31	離婚	2						1	1	1		2		7	11
	32	子供の養育													0	1
	33	高齢者問題								1	1	1			3	2
	34	夫・パートナーからの暴力	66	38	49	34	45	38	43	42	38	34	37	76	540	452
	35	その他	2		4	2	3	4	3		9	4	1	2	34	46
4本人	40	健康	1					1			1				3	1
	41	経済的な問題													0	2
	42	性被害													0	2
	43	男女問題		1	2		1			1					5	3
	44	人生問題										1			1	1
	45	その他						3	1		3	2	1		10	8
5地域	50	人間関係													0	0
	51	セクシャル・ハラスメント（職場以外）													0	0
	52	つきまとい、ストーカー被害		2	1		1								4	0
	53	その他	2		3	3	1				1				10	5
6その他	60	その他		1		1		1	2		1				6	8
<b>計</b>			<b>76</b>	<b>44</b>	<b>60</b>	<b>46</b>	<b>51</b>	<b>48</b>	<b>51</b>	<b>46</b>	<b>56</b>	<b>44</b>	<b>43</b>	<b>78</b>	<b>643</b>	<b>572</b>
20年度			30	44	56	56	48	50	39	53	49	51	48	48	572	